

# 第 1 回仙北北部四か町村合併協議会

平成 14 年 12 月 24 日 午前 10 時

角館町『大安閣』

## 会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 仮議長選出

5 協 議

(1) 協議案第 1 号

仙北北部四か町村合併協議会規約について

(2) 協議案第 2 号

役員の選出について

(3) 協議案第 3 号

仙北北部四か町村合併協議会会議運営規定について

(4) 協議案第 4 号

平成 14 年度事業計画について

(5) 協議案第 5 号

平成 14 年度予算について

(6) 協議案第 6 号

協議日程について

6 閉会

## 協議案第1号

### 仙北北部四か町村合併協議会規約について

#### 仙北北部四か町村合併協議会規約(案)

##### (設置)

**第1条** 角館町、中仙町、田沢湖町、西木村(以下「関係町村」という。)とで、町村の合併に関する協議を行うため、仙北北部四か町村合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

##### (協議事項)

**第2条** この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。

- (1) 合併問題に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新市将来構想及び財政計画の策定に関する事項
- (4) 合併に係る広報広聴に関する事項
- (5) その他合併に関し必要な事項

##### (組織)

**第3条** 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係町村の長
- (2) 関係町村の議会議長及び当該議会議員2名

##### (役員)

**第4条** 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 4名

2 前項に規定する役員は、委員の互選によって選出する。

##### (役員任期等)

**第5条** 役員任期は、協議会が解散するまでとする。

2 任期中に役員が欠けた場合は、第4条第2項の規定により再度役員を選出する。

#### (役員職務)

**第6条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

#### (会議)

**第7条** 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 前各号に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

#### (委員以外の者の出席)

**第8条** 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができる。

#### (幹事会及び専門部会)

**第9条** 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (事務局)

**第10条** 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、西木村上荒井字古堀田47番地 西木村役場内に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (経費の負担等)

**第11条** 協議会の運営に必要な経費は、関係町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 関係町村の負担金の額は、関係町村が負担すべき経費の総額の2分の1を均等割とし、残額を平成12年度国勢調査による人口割として算出するものとする。

**(財務)**

**第12条** 協議会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(費用弁償)**

**第13条** 委員、職員等は、その職務等を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償の額等は、会長が別に定める。

**(協議会解散の場合の措置)**

**第14条** 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、目的を同じくする法定協議会等が設置された場合は、会議に諮って、当該法定協議会等に協議会の残余財産を帰属させることができる。

**(補則)**

**第15条** この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、平成14年12月24日から施行する。
- 2 この規約は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

協議案第2号

役員を選出について

役員名	氏名
会長	
副会長	
監事	

## 協議案第3号

### 仙北北部四か町村合併協議会会議運営規定について

#### 仙北北部四か町村合併協議会会議運営規定(案)

##### (趣旨)

**第1条** この規程は、仙北北部合併協議会規約第7条第5項の規定に基づき、仙北北部四か町村合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (基本方針)

**第2条** 会議は、参加町村の合併に対する姿勢を確立し、法定協議会設立の推進を図ることを目的に運営することを基本原則とする。

2 協議会委員は、会議の目的を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。

3 会議は、公開とする。

##### (会議の開閉等)

**第3条** 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

##### (会議の進行)

**第4条** 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

##### (会議録の調整)

**第5条** 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- (1)開催の日時及び場所
- (2)出席及び欠席委員等の氏名
- (3)会議事項
- (4)会議経過(議事の要旨)
- (5)その他議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名する委員は、3名とし、議長が会議において指名する。

### **(会議録等の公開)**

**第6条** 会議録及び会議資料は、公開するものとする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

### **(傍聴)**

**第7条** 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### **(規律)**

**第8条** 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

### **(補則)**

**第9条** この規程に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### **附 則**

この規程は、平成 14 年 12 月 24 日から施行する。

## 協議案第4号

### 平成 14 年度事業計画について

- 1 協議会、幹事会及び専門部会会議の開催
- 2 先進地視察の実施
- 3 新市将来構想の策定
- 4 広報誌の発行等住民への情報提供
- 5 町村議会議員、首長等合同研修会の開催
- 6 その他町村合併推進に必要な事項

## 協議案第5号

## 平成14年度予算について

## 歳入

(単位：千円)

款	項	予算覚	説	明
1 負担金		3,000		
	1 負担金	3000	角館町 859 中仙町 767 田沢湖町 801 西木村 573	
2 県負担金		5,000		
	1 県支出金	5,000	秋田県市町村合併重点支援地域指定市町村支援事業費補助金	
		1		
	1 諸収入	1	預金利子	
歳入合計		8,001		

## 歳出

(単位：千円)

款	項	予算覚	説	明
1 総務費		2,514		
	1 総務管理費	2,514	会議会場借上料賄費等 会議録作成委託料 事務所備品等賃借料 事務所維持管理経費 臨時職員賃金等 事務連絡旅費等	386 152 672 650 354 300
2 事業費		5,290		
	1 事業推進費	5,290	新市将来構想策定委託料 先進地視察研修費 P R 資料作成費	3,916 974 400
3 予備費		197		
	1 予備費	197		
歳出合計		8,001		

## 協議案6号

### 協議日程について

第2回会議 平成15年1月17日

第3回会議 平成15年2月21日

第4回会議 平成15年3月10日